

女性活躍推進法における行動計画

株式会社リクルートスタッフィングは、Workstyle Makerとして、男女性差なく社員一人ひとりの成長を求めてまいりました。

今後も継続して、女性の活躍を推進すべく「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(通称、女性活躍推進法)に基づき、以下の行動計画を策定いたしました。

1. 計画期間

2025年4月1日 ～ 2028年3月31日

2. 目標

- ① 管理職に占める女性割合40%以上
- ② フルタイム従業員ひとりあたり時間外労働時間（休日含む）を月平均20時間以内を維持

3. 具体的な取組内容と実施時期

< 上記①に対する取組 >

- ・ 年2回人材開発会議を組織ごとに開催し、個人のキャリア志向を起点とした人材育成マネジメントを実施する
- ・ 管理職候補人材に対して他部署管理職メンターによる1on1を実施する

< 上記②に対する取組 >

- ・ 長時間労働懸念者への早期アプローチを行う
- ・ 派遣事業に従事する従業員には月間・半期・年間労働時間目標の設定を行い、月次モニタリングをする
- ・ 女性活躍推進法の趣旨を含め、派遣先企業に向けて長時間労働が生じないよう啓発を推進する